

事務所通信

発行：武藤社会保険労務士事務所

〒500-8463 岐阜市加納新本町3丁目1番地 SPAZIO503号室

TEL058-242-9106 FAX 058-215-8337

発行日：2014年3月1日



春分の候

3

2014

注目トピックス

平成26年度の雇用保険率は、25年度の率を据置きに決定

雇用保険率は、会社（事業主）と従業員（被保険者）が折半して負担する失業等給付の料率に、会社のみが負担する雇用保険二事業の料率を加えたものですが、その雇用保険料率が平成26年度も、平成25年度と同じ率のまま、変更されないことに決まりました。

●雇用保険料率

事業の種類	平成25年度	据置き ⇒	平成26年度
一般の事業	1,000分の13.5		1,000分の13.5
農林水産業* 清酒製造の事業	1,000分の15.5		1,000分の15.5
建設の事業	1,000分の16.5		1,000分の16.5



* 農林水産業のうち、季節的に休業し又は事業の規模が縮小することのない一定の事業（園芸サービスの事業、酪農、養鶏等の事業など）には、一般の事業の雇用保険料率を適用。

●雇用保険料率の負担の内訳

内訳 事業の種類	雇用保険料率	失業等給付に係る率		二事業率
		被保険者負担分	事業主負担分	
一般の事業	1,000分の13.5	1,000分の5	1,000分の5	1,000分の3.5
			計 1,000分の8.5	
農林水産業 清酒製造の事業	1,000分の15.5	1,000分の6	1,000分の6	1,000分の3.5
			計 1,000分の9.5	
建設の事業	1,000分の16.5	1,000分の6	1,000分の6	1,000分の4.5
			計 1,000分の10.5	

雇用保険二事業として、事業主の方に対する助成金等（代表例：雇用調整助成金・高年齢者雇用安定助成金・トライアル雇用奨励金）の支給が行われています。つまり、その財源は、基本的には、皆様方企業が負担している保険料なのです。要件にあう助成金がありましたら、積極的に活用しましょう。

なお、労働保険料として、雇用保険の分と併せて労災保険の分も納付することになっていますが、平成26年度における労災保険に関する保険料率（労災保険率）については、一般拠出金の率だけ 1000分の0.05から1000分の0.02に引き下げられることになりました。

特集 最低賃金引上げ支援対策費補助金制度の対象地域拡大！

最低賃金引上げ支援対策費補助金制度（業務改善助成金）は、事業場内の最も低い時間給を、計画的に800円以上に引き上げる中小企業に対して支給されるものです。就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修等の実施に係る経費の1／2（上限100万円）が助成されます。対象となるのは、対象地域に事業場を置く一定の中小事業主ですが、平成25年度補正予算により、その対象地域が拡充されました。

◆◆ 平成25年度補正予算成立より対象地域に追加された7府県 ◆◆◆

埼玉県、千葉県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県

※ これにより、地域別最低賃金が800円を超える東京都、神奈川県、大阪府を除いた44道府県が対象地域となります。



◆◆ 最低賃金引上げ支援対策費補助金制度（業務改善助成金）の概要 ◆◆◆

① 支給要件

ア 賃金引上げ計画の策定

事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上に引上げ

イ 1年当たりの賃金（時間給）の引上げ額は40円以上（就業規則等に規定）

ウ 引上げ後の賃金支払実績

エ 業務改善の内容及び就業規則に対する労働者からの意見聴取

オ 賃金引上げに資する業務改善を行い費用を支払うこと 等



② 支給額………上記①オの経費*の2分の1（上限100万円）

③ 支給回数………賃金引上計画期間中に支給要件を満たした年度に1回支給

④ 申請先………事業場の所在地を管轄する都道府県労働局

* 業務改善助成金の対象経費の例

(1) 就業規則の作成や改定（事業場内で最も低い賃金の引上げ等に伴う規定の作成・改正のための社会保険労務士の手数料）

(2) 賃金制度の整備（事業場内で最も低い賃金の引上げに伴う賃金制度の見直しのための賃金コンサルタント経費）

(3) 労働能率の増進に資する設備・機器の導入（在庫管理、仕入業務の効率改善のためのPOSレジシステムの購入費用、作業効率及び安全性の向上を目指した工場、店舗等の改裝、機器等の購入費）

(4) 労働能率の増進に資する研修（新設備導入に必要な労働者の操作研修の費用）

詳細については是非お尋ねください。就業規則の作成や改定時の社会保険労務士の手数料や、賃金コンサル経費も、対象経費になります。この機会に就業規則や賃金制度を見直してみませんか。

お仕事カレンダー

3/10 ●一括有期事業開始届の提出

（建設業）

主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事

●2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

3/15 ●3/15は所得税・贈与税の申告・納税期限

●所得税の確定申告書の提出

●所得税の更正請求（前年度分）

●個人青色申告承認申請書の提出
(新規適用のもの)

3/15 ●確定申告税額の延納の届出書の提出

●所得税確定損失申告書の提出

●贈与税の申告（前年度分）

●個人の道府県民税・市町村民税の申告

●個人事業税の申告

3/31 ●2月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付

●個人事業者の消費税の確定申告

●1月決算法人の確定申告・7月決算法人の中間申告

●4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告